

平成 25 年度 第 5 回年金業務監視委員会 議事要旨

1 日時 平成 26 年 3 月 19 日（水）18:45～20:40

2 場所 中央合同庁舎第 2 号館 8 階 第 1 特別会議室

3 出席者

（委員会）郷原委員長 片桐委員 岸村委員 草野委員 村岡委員 吉山委員
（総務省）渡会行政評価局長 濱西年金業務監視委員会事務室長 白岩総務課長
永留評価監視官

（厚生労働省）樽見年金管理審議官 赤澤事業企画課長 大西事業管理課長
池上給付事業室長

（日本年金機構）水島理事長 薄井副理事長 大澤理事 峯村経営企画部長
向山年金給付部長

（参考人）1 名

4 議事次第

○参考人からのヒアリング

○厚生労働省・日本年金機構からのヒアリング

- ・失踪者に係る死亡一時金の不支給の問題について
- ・年金に係る解釈変更の国民への周知の在り方について

5 会議経過

○ 会議の冒頭、今回の議題に関する意見を当委員会に寄せていただいた参考人からのヒアリングを非公開で行った。

○ 参考人からのヒアリングの後、公開での議事に移り、郷原委員長から、今回の委員会を開催するに至った経緯について、以下のとおり説明があった。

- ・ 失踪宣告時の死亡一時金の消滅時効に関する法解釈に関して、当委員会に参考人から意見が寄せられ、①参考人から指摘のあった厚生労働省の法解釈について重大な疑義があると考えられたこと、②厚生労働省は、平成 24 年 5 月に失踪宣告の場合の保険給付の消滅時効の起算日について、疑義照会回答の差替えという形で解釈の変更を行っていたこと、③年金事務所窓口での対応についても混乱がみられ、厚生労働省年金局の回答もその都度変わっていったことなどから、年金業務や制度運用に関する問題であるという意識を持ち、委員会で議論すべきと判断した。

○ その後、法解釈に係る厚生労働省の考えについて、以下の点を確認した。

- ・ 失踪宣告が出た場合の死亡一時金や遺族年金の受給権に係る消滅時効の起算点は、失踪から 7 年経過し、失踪宣告によって死亡とみなされた日としていること。
- ・ 死亡一時金や遺族年金の請求者は、失踪から 7 年経過し、失踪宣告によって死亡とみなされた日から、法律上の障害を自らの意思によって除去することが可能であったと考えていること。

- ・ 死亡とみなされた日の時点では、死亡一時金や遺族年金の受給権は存在しないと考えていること。
 - ・ 厚生労働省として平成 24 年に変更した法解釈は維持するが、今後は、掛け捨て防止という死亡一時金の趣旨に鑑み、死亡一時金については失踪宣告の審判の確定から 2 年間に請求があった場合には、時効を援用しないという運用に改めることを考えていること。
- 以上を踏まえ、失踪者に係る死亡一時金の不支給の問題及び年金に係る解釈変更の国民への周知の在り方について、以下のような意見、質疑応答があった。
- ・ 厚生労働省は、平成 24 年に消滅時効の起算点に係る法解釈の変更（失踪宣告の審判確定日から、審判確定により死亡とみなされた日へと変更）を行っているが、変更前後の解釈はいずれも正しいという認識なのかという質問に対して、変更前の解釈は、当時としては正しいと考えていたが、所在不明高齢者問題の対応を進める中で、年金制度において時効という制度が置かれている趣旨を見つめ直し、長期にわたり権利関係が確定しない解釈は適当でない判断して変更した。変更後の解釈は、年金制度全体を適切に運営するという観点に基づくものであり、正しい解釈と考えているとの回答があった。
 - ・ 所在不明高齢者問題によって生じた二重給付の問題（※）は、本来、老齢年金の差し止めを適切に行うことによって解消すべき問題であり、遺族年金を受給できないようにするのは不当であるとの意見があった。

（※） 失踪宣告によって死亡とみなされた者に係る老齢年金は、審判確定の時点で過去 5 年分しか返還を求めることができず、失踪後長期間経過してから失踪宣告の申立てが行われた場合には、遺族年金との実質的な重複給付が発生してしまう問題
 - ・ 法解釈の変更を行った際の厚生労働省内の手續及び年金機構への周知はどのように行われたのかとの質問に対して、厚生労働省では、年金機構から疑義照会を受け、年金局事業管理課の室長まで相談して回答したと認識しており、年金機構に対しては、課長補佐・専門官名で疑義照会回答の差替えに関する文書を発出したとの回答があった。また、年金機構内部では、事務連絡の文書及びマニュアルの変更により、各拠点に対して周知徹底を図っているとの回答があった。
 - ・ 国民にとって重大な法解釈の変更を行ったにもかかわらず、国民への周知を行わなかったことについて厚生労働省はどう考えているのかとの質問に対し、失踪宣告という限定されたケースに関するものであり、また、従来法解釈は必ずしも国民に広く知られていないと当時は判断したのではないかと考える。今後は、法解釈の変更によって、国民の権利義務に影響を及ぼすものについて、必要な周知を行い、しっかりと対処していきたいとの回答があった。
 - ・ 法解釈に関する情報について、ホームページ掲載等により国民に公開する取組を行っているのかとの質問に対して、現在、年金機構で疑義照会に係る資料の掲載を進めているが、件数が多いこと、また、国民に分かりやすい表現にするための作業を加えていることもあり、間に合っていない。できる限り作業をスピーディーに行い、ホームページを通じた国民への周知に努力したいとの回答があった。

- ・ 平成 24 年の法解釈の変更について、その検討経過や国民への周知に問題はなかったのかとの質問に対して、法解釈については、基本的に課のレベルで完結するものと考えており、問題があったとは考えていない。また、周知については、当時の判断の経過を検証し、今後、国民の権利義務に影響が出るような法解釈の変更の周知の在り方を整理し、報告するとの回答があった。
- ・ 今回、法解釈の周知その他について、市町村を含めた議論がない。年金制度を運営していく上で、どういう人が携わっているのかよく考えたほうが、今後、適切に制度を運営していくために良いという意見に対して、市町村、社会保険労務士、事業主等の理解を得ながら業務を行っていくことが重要であると考えており、これらの方への分かりやすい情報の伝達の在り方について検討していきたいとの意見があった。
- ・ このような問題は非常に複雑で、様々なものが積み重なっていると想像でき、制度全体を総合的に、かつ、本質を外さずに勘案していく必要があると考えられるが、その際には国民的議論が行えるような体制を整え、外部の人たちの意見を聴きながら対処するのが望ましいとの意見があった。
- ・ 今までの厚生労働省のやり方は、余りに内部的な手続で完結してしまって、外部からのチェックが図られていなかったと考えられるとの意見に対して、社会保険審査官や社会保険審査会、年金機構に置かれた運営評議会、社会保障審議会に置かれた日本年金機構評価部会などの意見を聴くと同時に、様々な形で寄せられる国民の声を受け止めて、重層的に年金業務の運用に対するチェックを行っていくことと考えているとの回答があった。
- ・ 年金機構の現場から、「この処理はおかしい」というような意見をよく耳にする。現場で気付いた問題点を吸い上げることが、間違いを起こさないために必要と考えるが、現場との意見交換は行っているのかとの質問に対して、職員提案制度や「理事長への声」制度等によって意見を聴く機会があるほか、理事が現場を訪れる際には必ず意見交換を行っているが、より一層努力していきたいとの回答があった。
- ・ 今回、厚生労働省は失踪者に係る死亡一時金の消滅時効の取扱いの変更を考えているが、今までの不適切な取扱いを公表し、既に死亡一時金の不支給決定をしている者に対して個別に通知することはもちろん、窓口で受給できないとの説明を受けて請求を諦めてしまった者に対しても、きちんと周知する必要があるとの意見に対して、プレスリリースを含めて検討するとの回答があった。

(注) 速報につき、訂正の可能性あり。

(文責 年金業務監視委員会事務室)